

松戸市で新婚生活を迎える皆さまへ

結婚新生活住宅支援補助金

松戸市は、結婚を機に新たな生活を始める新婚世帯に…

最大60万円補助!

■ 主な補助対象費用

住宅購入費用



住宅賃借費用



引越し費用



リフォーム費用



■ 申請期間・申請方法

令和5年6月1日から令和6年3月31日まで（郵送受付）

【郵送先】〒271-8588 千葉県松戸市根本387番地の5
松戸市役所 住宅政策課 結婚新生活補助金担当 宛

※交付申請が**予算額に達した日に受付を終了します**。お早めにご申請ください。

詳細は裏面、市HP及びHPに掲載のチェックリストを必ずご確認ください。

松戸市 結婚新生活

検索

■ 補助対象





補助対象者要件（以下内容を全て満たす必要があります）

<input type="checkbox"/>	令和5年3月1日から令和6年3月31日までに婚姻届を提出し受理された夫婦であること。
<input type="checkbox"/>	令和4年1月1日から令和4年12月31日までの 新婚夫婦の合計した所得が400万円未満であること。 * 上記期間内に貸与型奨学金の返済を行っている場合、新婚世帯の所得から貸与型奨学金の返済額を控除して所得を計算します。
<input type="checkbox"/>	婚姻日における、新婚夫婦の年齢がともに 42歳以下 であること。
<input type="checkbox"/>	申請時において、夫婦の住所が当該住宅の住所であること。
<input type="checkbox"/>	他の法令等により、国又は地方公共団体から同種の補助金交付を受けていないこと。
<input type="checkbox"/>	補助金の交付を受けた日から2年以上、松戸市内に定住する意思があること。
<input type="checkbox"/>	松戸市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等ではないこと。



補助対象費用

※以下のいずれも**令和5年4月1日から令和6年3月31日までに**支払っている必要があります。

●住宅購入費用 	婚姻を機に取得する住宅の建物購入費（新築住宅工事・購入費用、中古住宅購入費用）
●住宅賃借費用 	婚姻を機に賃借する住宅の家賃・共益費（ 2か月分を上限とする ）、敷金、礼金、仲介手数料
●引越し費用 	婚姻を機に行う引越に要した運送業者へ支払う費用 （自ら運搬した場合や友人に頼む等して引っ越しをした場合は対象外）
●リフォーム費用 	婚姻を機に住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用



■ 申請時必要書類

補助対象費用によって必要書類が異なりますので、**詳細は市HPおよびHPに掲載のチェックシートを必ずご確認ください。**

●問い合わせ先●
松戸市 街づくり部 住宅政策課
TEL: 047-366-7366 FAX: 047-366-2073
✉: mcjuutaku@city.matsudo.chiba.jp



市ホームページ